改 īF 後 改 正 前 京都大学発明規程 (平成16年達示第96号) (前 略) (大学帰属の原則) (大学帰属の原則) 第6条 第4条第1項の規定により、本学が承継す 第6条 る旨決定した権利は、本学に帰属する。ただし、 同項の規定により、本学が承継しないと決定した ものについては、当該職務発明等についての権利 を発明者に帰属させることができる。 (本学以外の資金による研究) (本学以外の資金による研究) 第7条 研究者等が、受託研究費、共同研究費、民 第7条 間企業等からの寄附金、国等からの補助金その他 本学以外の資金によって研究を行った場合におい て、当該研究により職務発明等が生じたときは、 前条の規定を適用する。 2 前項の規定にかかわらず、研究者等が受託研究 2 費によって行った研究により職務発明等が生じた 場合は、本学は当該受託研究の相手方との間で、 (同 左) 受託研究の相手方の保有する特許権等及び特許等 を受ける権利並びに当該研究に関連する将来の事 業化の可能性を勘案し、当該職務発明等に係る権 利の帰属について別途定めることができる。この 場合において、当該職務発明等に係る権利につい て、受託研究の相手方に持分の帰属を認めたとき は、研究者等に帰属する持分について、前条の規 定を適用する。 3 第1項の規定にかかわらず、研究者等が、共同 研究費によって行った研究により職務発明等が生 じたときは、本学は共同研究の相手方との協議に より当該権利の帰属とその持分を定める。この場 合において、当該職務発明等に係る権利について 共同研究の相手方に持分の帰属を認めたときは、 研究者等に帰属する持分について、前条の規定を 適用する。 (学術指導) 第7条の2 研究者等(学生を除く。次項及び次条に おいて同じ。)が、学術指導(京都大学学術指導取 扱規程(平成26年達示第号)第2条第1項に定 めるものをいう。)を行い、当該学術指導により職務 発明等が生じた場合は、第6条の規定を適用する。 2 前条第2項の規定は、学術指導の場合に準用する。 この場合において、「研究者等が受託研究費によっ て行った研究により職務発明等が生じた場合は、本 学は当該受託研究の相手方との間で」とあるのは「研

究者等が学術指導を行い、当該学術指導により職務

改 正 前

改 正 後

(役員等兼業、技術コンサルティング兼業等)

第8条 研究者等(学生を除く。)が、技術移転機関の役員等の兼業、研究成果活用企業の役員等の兼業、会社の監査役との兼業、技術コンサルティング兼業その他の兼業を行う場合、当該兼業により行った発明等については、原則としてこの規程を適用しないものとする。ただし、当該研究者が兼業を行うに際し、本学の施設、設備その他の資源を用いることを総長が認めたものは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に該当する場合、当該研究者 等は、その兼業先との間で、あらかじめ当該研究者 等が当該役員等の職務の遂行により行った研究等の 成果又は当該技術コンサルティングの成果について 権利の帰属及びその持分を定めるものとし、当該研 究者等の持分について、第6条の規定を適用する。
- 3 学生が、民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合又は他の法人、個人若しくは民間企業に対して技術コンサルティングを行う場合、当該業務により行った発明等については、この規程を適用しないものとする。

(後略)

京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)

(前略)

(帰属)

第3条 研究成果有体物は、特段の定めがない限り本学に帰属する。ただし、本学に帰属させないことが適切であると認められるものについては、この限りでない。

発明等が生じた場合は、本学は当該学術指導の相手方との間で」と、「受託研究」とあるのは「学術指導」と、「当該研究」とあるのは「当該学術指導」と、「前条」とあるのは「第6条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(クロスアポイントメント、役員等兼業、技術コンサルティング兼業等)

- 第8条 研究者等が、クロスアポイントメント(国立 大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの 実施に関する規程(平成 年達示第 号。以下「ク ロスアポイントメント規程」という。)第2条に定め るものをいう。)を実施する場合の職務発明等につい ては、クロスアポイントメント規程第7条の定める ところによる。
- 2 研究者等が、技術移転機関の役員等の兼業、研究 成果活用企業の役員等の兼業、会社の監査役との兼 業、技術コンサルティング兼業その他の兼業を行う 場合、当該兼業により行った発明等については、原 則としてこの規程を適用しないものとする。ただし、 当該研究者が兼業を行うに際し、本学の施設、設備 その他の資源を用いることを総長が認めたものは、 この限りでない。

<u>3</u> (同 左)

(帰属)

第3条 (同 左)

2 研究者等(学生を除く。次項において同じ)が、 学術指導(京都大学学術指導取扱規程(平成26年 達示第 号。以下この項において「学術指導取扱規

改 正 前	改 正 後
	程」という。) 第2条第1項に定めるものをいう。)
	を行い、当該学術指導により研究成果有体物を作製
	した場合の当該研究成果有体物の取扱いは、学術指
	導取扱規程第8条第2項の規定により締結する学術
	指導契約の定めるところによる。
	3 研究者等が、クロスアポイントメント(国立大学
	法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施
	に関する規程(平成 年達示第 号。以下「クロス
	アポイントメント規程」という。) 第2条第1項に定
	めるものをいう。) を実施する場合の職務発明等につ
	<u>いては、クロスアポイントメント規程第7条の定め</u>
	<u>るところによる。</u>
(後略)	
	附則
	この規程は、平成26年8月1日から施行する。
	ただし、第1条のうち京都大学発明規程第8条第1
	項の改正規定及び第2条のうち京都大学研究成果有
	体物取扱規程第3条に2項を加える改正規定(第3
	項のクロスアポイントメントに係る部分に限る。)
	は、クロスアポイントメント規程の施行の日から施行
	する。